

中間市監査公表第10号

令和6年11月11日

中間市監査委員 武 藤 淳

中間市監査委員 安 田 明 美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

今回の監査は、市が財政援助を行っている団体である公益社団法人中間市シルバー人材センターの令和3年度、令和4年度、令和5年度に交付された中間市シルバー人材センター運営費補助金を対象とした。

2. 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、関係帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3. 監査の期間

令和6年9月17日から10月4日まで

4. 監査の内容

別紙のとおり

財政援助団体監査

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体監査

第2 監査対象団体

- ・所管課 ・ ・ ・ 介護保険課
- ・財政援助団体 ・ ・ ・ 公益社団法人中間市シルバー人材センター

第3 監査対象

令和3年度、令和4年度、令和5年度に交付された中間市シルバー人材センター運営費補助金について

第4 監査の着眼点

(1) 所管関係

- ・補助金等の決定は関係法令等に適合しているか。
- ・補助金等の交付目的及び補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等によりなされているか。

(2) 団体関係

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。

第5 監査の期間

令和6年9月17日～令和6年10月4日

第6 監査の方法

補助金に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか等に

主眼を置いて検証した。

また、監査にあたっては、当該法人の職員を当事務局に招き、説明を聴取し、監査を実施した。

第7 監査の結果

この補助金は、高齢者の就業を確保し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的としており、公益社団法人中間市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に対して交付している。

公益社団法人中間市シルバー人材センター定款第4条に掲げられている事業は、以下のとおりであり、補助金対象事業の内容は明確で、事業の公益性は高い。

- （1）臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、組織的に提供すること。
- （2）臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会と業務提携し、職業紹介事業及び労働者派遣事業を行うこと。
- （3）高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- （4）高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- （5）前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- （6）その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

「中間市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱」に基づく補助金の交付について、センターの財政的支援に係る出納その他の事務の執行状況等の監査を実施した結果、当該補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

【補助金の状況】

・中間市からセンターへ交付された補助金の額

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額 (円)	9,500,000	9,500,000	9,500,000

【事業実績】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会 員 数	144人	183人	207人
就 業 人 員	127人	155人	162人
受 託 件 数	2,949件	3,082件	3,019件
契 約 金 額	57,516,276円	72,381,424円	96,572,618円
就 業 延 べ 人 員	14,998人	20,087人	21,178人
就 業 率	88.2%	84.7%	78.3%

【正味財産期末残高等】

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益計 (A)	77,346,410	92,356,354	116,824,066
経常費用計 (B)	77,717,454	93,557,099	116,811,216
当期経常増減額 (A－B)	△ 371,044	△ 1,200,745	12,850
正味財産期末残高	15,841,843	14,641,098	14,633,619

※△は不足額である。

第8 監査の意見

センターの運営は、その設立目的に沿って実施されており、また、会員は年々増加傾向にあり、事業の結果を出されていることを認めた。

事務処理についても、概ね適正に処理されており、今後も引き続き健全経営に向けて努力を継続されるよう望む。

センターは、高齢化が進む本市において、高齢者が働く意欲のある活力ある地域づくりや高齢者が生きがいを持ち、社会参加活動を行うための重要な団体である。高齢者がより働きやすい環境を整え、新規会員の増加、既存会員の積極的な社会活動への参加に向け、努めていただきたい。

監査の実施を通じて、確認できた点及び改善すべき点は下記のとおりである。

(1) 所管課

- ・補助金の交付は、中間市シルバー人材センター運営補助金交付要綱に基づき、適切に処理されていた。
- ・補助金等の額の算定については、監査対象年度は赤字又は1万円程度の黒字であり、補助金の額を減額した場合、経営が成り立たなくなる。また、正味財産期末残高は、1,400万円程度あるが、月平均の未払金が700万円程度であることを鑑みると補助金額及び正味財産期末残高が過剰であるとは認められない。

(2) 団体

- ・センターから提出された資料について、予算書、決算書、及び所管課に提出された実績報告書の額は符合していることが確認できた。
- ・補助金等の請求は適切に行われ、受領については補助金入金日に振替を行い、適切に受領されていることが確認できた。
- ・出納関係帳票については概ね適正に記帳、整備されていた。
- ・令和5年度の事業報告では年間11回の安全パトロールを実施し、会員に注意喚起を行ったにも関わらず、賠償事故が8件発生したとある。今後、安全就労のため、更なる努力を求めたい。